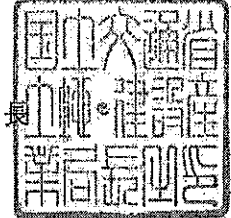


国土建第376号  
国土建整第198号  
平成25年3月11日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 下請債権保全支援事業の延長について

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、平成22年3月より開始し、利用が図られてきたところですが、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況にあることに加え、今後、全国における防災・減災対策事業の増加が見込まれること等により、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等の保全の必要性が高まることが想定されるところです。

このため、今般、地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間を1年間延長することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

【参考】下請債権保全支援事業に係る国土交通省ホームページアドレス

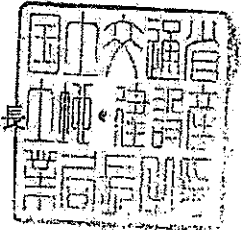
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000033.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000033.html)

(密)

国土建第 3 7 4 号  
国土建整第 1 9 6 号  
平成 2 5 年 3 月 1 1 日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 下請債権保全支援事業の延長について

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、平成 2 2 年 3 月より開始し、利用が図られてきたところであるが、中小・中堅建設企業等は建設投資の大幅な減少及び厳しい金融環境等により、依然として厳しい経営環境にあることに加え、今後、全国における防災・減災対策事業の増加が見込まれること等により、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等の保全の必要性が高まることが想定されることである。

このため、地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間を 1 年間延長することとした。

については、本事業について、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう取り計らわれない。

### 記

「下請債権保全支援事業について」(平成 2 2 年 2 月 9 日付け国総建第 2 2 8 号、国総建整第 2 5 3 号)の一部を次のように改正する。

記 1 中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則 (2) 中「平成 2 5 年」を「平成 2 6 年」に改める。

「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」(平成 2 3 年 5 月 1 9 日付け国総建第 3 8 号、国総建整第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

記 1 中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則 (1) 中「平成 2 5 年」を「平成 2 6 年」に改める。

「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」(平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日付け国土建第 2 1 0 号、国土建整第 1 2 2 号)の一部を次のように改正する。

記 1 中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則（１）中「平成２５年」を「平成２６年」に改める。

附 則

この通達は、平成２５年２月２６日から適用する。